鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５９号

鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例（平成２９年鳥取市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取市認定こども園に関する条例

第１条中「第１３条第１項及び」を「第３条第１項及び第３項、第１３条第１項並びに」に改める。

第５条を第６条とする。

第４条中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改め、同条を第５条とする。

第３条中「別表」を「別表第２」に改め、同条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）

第３条　認定こども園法第３条第１項及び第３項の条例で定める要件は、別表第１のとおりとする。

附則第３条中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

附則第７条を附則第８条とし、附則第６条を附則第７条とする。

附則第５条中「認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下「配置義務職員」という。)」を「配置義務職員」に改め、同条を附則第６条とする。

附則第４条の前の見出しを削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を第４項とし、同条第１項中「別表」を「別表第２」に改め、同項を第３項とし、同条に第１項及び第２項として次の２項を加える。

別表第１職員配置の項第５項の規定により満３歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、平成３２年３月３１日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第３項において同じ。）をもって代えることができる。

２　別表第１職員配置の項第６項の規定により満３歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、平成３２年３月３１日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

附則第４条を附則第５条とし、附則第３条の次に次の１条を加える。

（認定こども園の職員配置に係る特例）

第４条　別表第１職員配置の項第３項及び別表第２職員配置の項第３項の規定の適用については、これらの規定の各号の区分に応じた人数を合計した数が１を超えない場合には、平成３２年３月３１日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第６条及び附則第７条において、「配置義務職員」という。）のうち１人は、市長が配置義務職員と同等の知識及び経

験を有すると認める者をもって代えることができる。

別表中「(第３条関係)」を「(第４条関係)」に改め、同表サービスの提供の項第９項中「(平成２４年鳥取市条例第１号)」を削り、同表を別表第２とし、附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第３条関係）

項目	要件
基本方針	１　明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを目指して運営すること。 ２　子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営すること。 ３　地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 ４　子どもの国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。 ５　子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。 ６　サービスの提供の項第９項の認定こども園法第２３条の例による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。
学級の編制	１　満３歳以上の子どもについては、学級を編制すること。 ２　学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、１学級の子どもの数を３５人以下とすること。 ３　子どもの処遇の向上を図るよう、前項に定める人数を下回る

	子どもで学級を編成するよう努めること。
職員配置	1　施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。 2　満１歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、看護師又は准看護師を置くよう努めること。 3　教育又は保育に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める員数を合計した数以上とし、常時２人を下回らないこと。 ⑴　満４歳以上の子ども　おおむね３０人につき１人 ⑵　満３歳の子ども　おおむね２０人につき１人 ⑶　満１歳以上満３歳未満の子ども　おおむね６人につき１人 ⑷　満１歳未満の子ども　おおむね３人につき１人 4　子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前項に定める人数を上回る職員の配置に努めること。 5　満３歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者とすること。 6　満３歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者とすること。ただし、これらを併せて有する者とすることが困難であるときは、そのいずれかを有する者とすることができる。 7　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。
設備	1　次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあっては、調理室を設けな

いことができる。

⑴　職員室

⑵　乳児室又はほふく室（満２歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）

⑶　保育室又は遊戯室

⑷　保健室

⑸　調理室

⑹　便所

⑺　屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）

２　特別な事情があるときは、前項の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。

３　満３歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。

４　保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の子ども１人につき１．９８平方メートル以上とすること。

５　乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満２歳未満の子ども１人につき１．６５平方メートル及びほふくする満２歳未満の子ども１人につき３．３平方メートルを合計した面積以上とすること。

６　園舎の面積は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める面積を合計した面積以上とすること。

⑴　満３歳以上の子ども　次に掲げる学級数に応じそれぞれに定める面積

ア　１　１８０平方メートル

イ　２以上　３２０＋１００×（学級数－２）平方メートル

	⑵　満２歳の子ども　１人につき１．９８平方メートル ⑶　満２歳未満の子ども　前項に定める乳児室又はほふく室の面積 7　屋外遊戯場の面積は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める面積を合計した面積以上とし、満２歳以上の子ども１人につき３．３平方メートルを下回らないこと。 ⑴　満３歳以上の子ども　次に掲げる学級数に応じそれぞれに定める面積 ア　２以下　３３０＋３０×（学級数－１）平方メートル イ　３以上　４００＋８０×（学級数－３）平方メートル ⑵　満２歳の子ども　１人につき３．３平方メートル 8　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。
サービスの提供	1　連携施設以外の幼稚園である場合にあっては、認定こども園法第３条第２項第１号に掲げる基準を満たすこと。 2　保育所等である場合にあっては、認定こども園法第３条第２項第２号に掲げる基準を満たすこと。 3　連携施設である場合にあっては、認定こども園法第３条第４項第１号に掲げる基準を満たすこと。 4　子育て支援事業のうち、市長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。 5　教育を行う時間は、１日４時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 6　保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、１日８時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を

考慮して、必要な時間とすること。

7　次に掲げる事項について記載した規程を設けること。

⑴　施設の目的及び運営の方針

⑵　提供する教育及び保育の内容

⑶　職員の職種、人数及び職務の内容

⑷　教育又は保育を行う日及び時間

⑸　保護者から受領する費用の種類及び額

⑹　子どもの区分ごとの利用定員

⑺　利用の開始及び終了に関する事項

⑻　非常災害その他の緊急時における対応方法

⑼　虐待の防止に関する措置

8　感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

9　認定こども園法第２３条の例により評価を行い、その評価の結果を保護者に周知するとともに、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

１０　障害のある子どもが入所している場合は、その者の障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。

１１　保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。

１２　非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

１３　設置者は、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例

	第１号）第２条の暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わない、又はこれらと密接な関係を持たないこと。 １４　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。
事故等への対応	１　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととし、設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 ２　保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 ３　子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市及び家族に連絡すること。 ４　前３項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。